

教育システム情報学会・定款と会則の比較

定款(案)	会則[従来]
第1章 総則	第1章 総則
<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、一般社団法人教育システム情報学会 (Japanese Society for Information and Systems in Education) と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。</p>	<p>第1条 本会は、教育システム情報学会 (Japanese Society for Information and Systems in Education) と称する。</p> <p>第2条 本会は、本部を大阪府大阪市東淀川区瑞光3-3-25 パライオ白川101号に置く。</p> <p>第3条 本会は、理事会の承認を得て、必要な地域に支部を置くことができる。</p>
第2章 目的及び事業	第2章 目的および事業
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育・学習と産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学術研究大会、研究会、討論会、講演会、講習会などの開催</p> <p>(2) 機関誌及び図書の発行</p> <p>(3) 国内外の学会・協会との連携及び協力</p> <p>(4) 教育・学習のためのシステムに関する情報の収集及び公表</p> <p>(5) 上記に関する実績の表彰</p> <p>(6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2. 前項の事業は、国内及び国外において行う。</p>	<p>第4条 本会は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育と産業の発展に寄与する事を目的とする。</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。</p> <p>(1) 学術研究大会、研究会、討論会、講演会、講習会などの開催</p> <p>(2) 機関誌および図書の発行</p> <p>(3) 国内外学会・協会との連絡および協力</p> <p>(4) 教育・学習のためのシステムに関する情報の収集</p> <p>(5) 上記に関する実績の表彰</p> <p>(6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業</p>
第3章 会員及び社員	第3章 会員
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人に、次の会員を置く。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 名誉会員 この法人に特別の功績があり、理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人</p> <p>(3) 学生会員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）における、この法人の社員は概ね正会員 50人の中から 1人の割合で選出される代表会員とする。</p> <p>3. 社員は、正会員による社員選挙で選出される。社員選挙を行うために必要な規定は別に定める。</p> <p>4. 正会員は、社員選挙に立候補することができる。</p>	<p>第6条 会員は以下のとおりである。</p> <p>(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人</p> <p>(2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した学生（大学院生を含む）</p> <p>(3) 企業・団体会員 本会の目的に賛同して入会した企業・団体</p> <p>(4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、理事会の推薦を経て承諾された個人</p> <p>第7条 本会の会員になろうとする者は、入会金（1,000円）・会費を添えて、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員とする。</p> <p>第8条 本会の会費は、以下のとおりとする。</p>

5. 社員選挙において、社員は、他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事会は、社員を選出することはできない。

6. 社員選挙は、隔年ごと2月に実施されるとし、社員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、社員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員選任と解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。

7. 社員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。

8. 正会員は、次に掲げる社員の権利を、この法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等の権利
- (2) 社員名簿の閲覧等の権利
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
- (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
- (6) 計算書類等の閲覧等の権利
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
- (8) 合併契約等の閲覧等の権利

（入会）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

（経費の負担）

第7条 会員は、入会の時及び毎年、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 学生会員及び賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為

- (1) 正会員年額 7,000円
- (2) 準会員年額 4,000円
- (3) 企業・団体会員年額 50,000円（一口）
- (4) 名誉会員年額 不要

なお、会員の支払期限は、当該年度の9月末迄とする。

第9条 正会員、準会員および名誉会員は、機関誌等の配布を受け、会員として権利を行使することができる。但し、第8条で定める支払期限迄に会費を支払わなかった会員は、会費の支払期日以降、機関誌等の配布を受ける権利を失うものとする。また、その会員が支払期限後に会費を支払ったとしても、不払期間に発行された機関誌等の配布は受けられないものとする。

第10条 企業・団体会員は、本会の事業の成果の報告を受けることができる。なお、一口につきその企業・団体に所属する者を2名まで正会員として登録できる。

第11条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 当該年度を含め3年以上会費を支払わない場合
- (3) 禁治産および準禁治産の宣告
- (4) 死亡、失踪宣告、団体会員にあってはその団体の解散
- (5) 除名

第12条 会員で退会しようとする者は、会費を完納した上理由を付して退会届を提出しなければならない。

第13条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て除名されることがある。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 会員としての義務に違反したとき
- (3) 本会の名誉を傷付け、または本会の事業を妨害する行為のあったとき

第14条 会員は、退会しまたは除名された場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

<p>をしたとき</p> <p>(3) その他の正当な事由なき行為をしたとき</p> <p>2. 除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 会費を3年以上滞納したとき</p> <p>(2) 全ての会員の同意があったとき</p> <p>(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき</p> <p>(4) 当該会員が成年被後見人または被保佐人になったとき</p> <p>(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)</p> <p>第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</p> <p>2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。</p>	
<p>第4章 社員総会</p>	<p>第6章 会議(第38条～第46条)</p>
<p>(構成)</p> <p>第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第13条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 入会の基準及び会費並びに入会金の額</p> <p>(3) 会長、理事及び監事の選任または解任</p> <p>(4) 理事及び監事の報酬等の額またはその規程</p> <p>(5) 各事業年度の事業報告及び決算</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(8) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。</p> <p>2. 総社員の議決権に対して10分の1以上の議決権を有する社員は会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招</p>	<p>第38条 評議会は、必要ある毎に会長がこれを招集する。</p> <p>第39条 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。</p> <p>2. 臨時総会は、理事会の議決を経、または監事の請求があるとき招集する。</p> <p>第40条 会長は、会員総数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して、総会の招集を請求されたときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>第41条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、議案を示した書面をもって、または機関誌に公示して通知する。</p> <p>第42条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画および収支予算</p> <p>(2) 事業報告および収支決算</p> <p>(3) その他理事会において必要と認めた事項</p> <p>第43条 総会は、会員総数の10分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状をもって、あらかじめ意志表示をした者は、出席者とみなす。</p>

<p>集理由を付して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(定足数)</p> <p>第18条 社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ開催することができない。</p> <p>(決議)</p> <p>第19条 社員総会の決議は、出席した社員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は社員として決議に加わることはできない。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会員の除名(2) 理事、及び監事の解任(3) 定款の変更(4) 解散、及び残余財産の処分(5) その他、法令またはこの定款で定められた事項 <p>3. 理事、及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。</p> <p>(議決権の代理、及び書面決議)</p> <p>第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。</p> <p>2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使するときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項、及び2項の場合における第18条(定足数)、及び第19条(決議)の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第21条 理事または社員が、社員総会の決議事項について提案した場合、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の決議が社員総会であったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第22条 社員総会の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長、及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>第44条 総会の議事は、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。</p> <p>第45条 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。</p> <p>第46条 会議の議事録は、議長が作成し、議長および出席者2名以上が記名、捺印して保存する。</p>
--	--

第5章 役員	第4章 役員および評議員
<p>(役員を設置)</p> <p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上25名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。</p> <p>3. 副会長は理事の中から、会長が指名する。</p> <p>4. 会長、及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任等)</p> <p>第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。</p> <p>2. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。</p> <p>3. 各理事について、当該理事、及びその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1以下とする。監事についても同様とする。</p> <p>4. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1以下とする。監事についても同様とする。</p> <p>(理事の職務・権限)</p> <p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令、及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. 会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3. 副会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。</p> <p>4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>5. 会長、副会長、及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務・権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務の執行、及びこの法人の業務並びに財産の状況を監査し、監査報告を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事、及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務、及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3. 以上のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第27条 理事の任期は選任後2年以内に、また監事の任期は選出後4年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任</p>	<p>第15条 本会には、次の役員、評議員をおく。</p> <p>(1) 役員 理事 25名（うち会長1名、副会長2名） 監事 2名</p> <p>(2) 評議員 24名</p> <p>第16条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2. 会長に事故があるときまたは欠けたとき、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。</p> <p>3. 副会長は、会長を補佐し、会務を処理する。</p> <p>第17条 理事は、理事会を組織し、本会の義務を議決し執行する。</p> <p>第18条 監事は、民法（59条）に定めた職務を行う。</p> <p>第19条 評議員は、評議会を組織して会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べるができる。</p> <p>第20条 本会の会長、次項の会長指名の理事を除く理事、監事、評議員の半数は、正会員のうちから正会員および名誉会員の選挙により選任する。</p> <p>2. 会長は、任期の初頭において評議員の半数および企業・団体会員から理事1名を指名し、理事の中から2名の副会長を指名する。</p> <p>第21条 役員および評議員の選挙は2会計年毎に行う。</p> <p>2. 選挙および第20条の選任に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第22条 役員および評議員は通常総会において就任する。</p> <p>第23条 会長の任期は2会計年度とする。会長を除く役員および評議員の任期は4会計年度とし、2会計年度毎に半数宛改選する。</p> <p>第24条 役員および評議員に欠員の生じた場合は、会長が推選した者を理事会の議決を経て補充することが出来る。</p> <p>2. 上記で補充された役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第25条 役員および評議員は、他の役員および評議員を兼ねることはできない。</p>

<p>を妨げない。</p> <p>2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第28条 役員を、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。</p> <p>2. 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。</p> <p>(競業利益相反取引の制限)</p> <p>第30条 理事が次に掲げる取引をする場合は、その取引の重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引</p> <p>(3) この法人がその理事の債務を保証すること</p> <p>(4) その他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。</p> <p>(役員損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第31条 この法人は、法人法に規定される役員に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>(役員任務責任の免除)</p> <p>第32条 役員がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、規定「法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除」にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。</p>	
<p>第6章 理事会</p>	<p>第6章 会議（第33条～第37条）</p>

(構成)

- 第33条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 社員総会の日時、及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則及び規程の制定並びに変更または廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督

(開催)

- 第35条 理事会を、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、決議事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

- 第36条 理事会は、法令、及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

(議長)

- 第37条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

- 第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議事項について提案した場合、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 第33条 理事会、評議会および総会の議長は、会長とする。

- 第34条 監事、委員長、事務局長および支部長は理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

- 第35条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の2分の1以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

- 第36条 理事会は、理事現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 第37条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

<p>(報告の省略)</p> <p>第41条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長、副会長、及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。</p>	
<p>第7章 資産及び会計</p>	<p>第7章 資産および会計</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(資産の管理・運用)</p> <p>第44条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める会計規程による。</p> <p>(事業計画、及び収支予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画、及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(事業報告、及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告、及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表、及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。</p> <p>(会計原則)</p> <p>第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。</p>	<p>第47条 本会の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財産目録記載の財産 (2) 入会金および会費 (3) 事業に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) 寄付金品 (6) その他収入</p> <p>第48条 資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。</p> <p>2. 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。</p> <p>3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。</p> <p>4. 寄付金品にあって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。</p> <p>第49条 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。</p> <p>第50条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。</p> <p>第51条 本会の事業遂行に要する経費は、入会金、会費、事業に伴う収入、および資産から生じる果実その他の運用財産をもって支弁する。</p> <p>第52条 収支予算で決めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2. 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても前項と同様とする。</p>

	第53条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第8章 定款の変更、合併、及び解散等	第9章 規約の変更ならびに解散
<p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。</p> <p>(合併等)</p> <p>第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部を譲渡することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第50条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決、その他法令で定められた事由により解散することができる。</p> <p>(剰余金の処分制限)</p> <p>第51条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金を分配することはできない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>第58条 本規約は、理事会の議決および総会において出席会員数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。</p> <p>第59条 本会の解散は、理事会の議決及び総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。</p> <p>第60条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員数の4分の3以上の議決を経て本会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。</p>
第9章 委員会及び支部等	第5章 委員会および事務局
<p>(委員会及び支部)</p> <p>第53条 この法人の事業を円滑に運営するために、理事会の決議により、必要な業務に対して委員会、及び必要な地に支部（以下、委員会及び支部という）を設置することができる。</p> <p>2. 委員会及び支部の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2. 事務局には事務局長、及び所要の職員を置く。</p> <p>3. 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て会長が任免する。</p> <p>4. 事務局の組織、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第26条 本会の事業を円滑に行うため、理事会の決議を経て必要な委員会を置き、業務の執行を補助させることができる。</p> <p>第27条 前条による委員会に委員長を置く。 2. 委員長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。</p> <p>第28条 委員会の事務室を、委員長の所属機関に置くことができる。</p> <p>第29条 委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第30条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。 2. 事務局には、事務局長および職員を置くことができる。</p> <p>第31条 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免す</p>

	<p>る。</p> <p>2. 職員は会長が任免する。</p> <p>第32条 事務局長および職員は有給とすることができる。</p> <p>第8章 支部</p> <p>第54条 支部には、支部長1名を置く。</p> <p>第55条 支部長は支部の事務を総括する。</p> <p>第56条 支部は特別会計とし、本会からの令達予算と、支部において取得した財産によって経費を支弁するものとする。</p> <p>第57条 支部に関する規程は、支部において立案し、理事会の議決を経て別に定める。</p>
第10章 情報公開等	
<p>(備付け帳簿、及び書類)</p> <p>第55条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿、及び書類を備え、保管しなければならない。</p> <p>(1) 定款</p> <p>(2) 会員名簿</p> <p>(3) 役員の名簿</p> <p>(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 第45条の書類(事業計画、及び予算)</p> <p>(6) 第46条第1項の書類(事業報告、及び決算書類)</p> <p>(7) 監査報告書</p> <p>(8) 運営組織、及び事業活動の状況を記載した書類</p> <p>(9) 認定、許可、認可等、及び登記に関する書類</p> <p>(10) 定款に定める機関のうち、理事会、及び社員総会の議事に関する書類</p> <p>(11) その他、法令で定める帳簿並びに書類</p> <p>2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。</p> <p>(公告)</p> <p>第56条 この法人の公告は、電子公告による。</p> <p>2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	
第11章 補則	第10章 補則
<p>(委任)</p> <p>第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>	第61条 本規約施行についての規則は、総会の議決を経て別に定める。
附則	付則
1. この定款は、平成26年4月1日から施行する。	